

事務連絡
令和元年5月9日

都道府県
各指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「2019年春の全国交通安全運動」の実施について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年2月1日に交通対策本部において、「2019年春の全国交通安全運動推進要綱（以下、要綱という）」（別添）が決定され、これに基づき、標記の運動が令和元年5月11日（土）から同年5月20日（月）までの10日間（5月20日（月）は交通事故死ゼロを目指す日）、実施されることとなりました。

つきましては、要綱を御参照いただき、保育所等の児童及びその保護者に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた正しい交通ルールと交通マナーの教育が実施されるよう、管内市区町村、関係団体及び保育施設に対して周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、保育所等に対して、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人全国私立保育園連盟及び社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会を通じても周知を行っていただいていることを申し添えます。

また、要綱やポスター、チラシについては、以下のホームページでも公開しております。

「内閣府 交通安全普及啓発事業等」

<https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/index-ke.html>

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 企画調整係 阪口 (電話) 03-5253-1111 (内線 4854) 03-3595-2674 (直通)
--